

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和7年12月15日

協議会名：	魚津市公共交通活性化会議
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>魚津市内の公共交通網は、富山湾に沿って、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道が走り、魚津駅や電鉄魚津駅から郊外方面への10路線、市街地を巡回する1路線の路線バスがある。10路線すべてで魚津市が運行している。いずれも通院・買い物を中心とした住民、利用者にとって必要不可欠な路線となっている。</p> <p>魚津市が運行している魚津市民バスは、道路運送法第79条の規定に基づき事業実施している。郊外ルート(上野方、経田一道下、天神、松倉、坪野、中島)については平成27年3月31日までは、郊外地域のルートを地域を中心に組織したNPO法人にその運行を委託していたが、安心・安全で地域に愛され、持続的に運行を行うための体制づくりが必要であると判断し、「運行及び運行管理を交通事業者へ委託」する体制とした。更に、令和5年4月から富山地方鉄道(株)から引き継ぐ形で片貝、西布施ルートを経由する魚津市民バスとしての運行を開始した。</p> <p>また、市民バスを全市的に支える組織として、各地域で利用促進に取り組む「地域利用促進協議会」を設立していただくほか、全市的な情報共有及び調整機関として「魚津市民バス等利用促進協議会」を平成27年7月に設立し、永続的に運行を継続する体制づくりを目指している。</p> <p>今計画で公共交通区空白地域への実験運行、地鉄バスとの料金格差解消、市街地巡回ルートの増便、郊外ルートのダイヤ・ルート見直し、郊外ルート及び地鉄バス停留所移設を行い、利用者の潜在需要の掘り起こしはもちろん、今まで以上に安心して安全な運行によって利用者の満足度向上が図れるものと考えている。沿線では過疎化・高齢化が進みバス路線を継続していくことが困難となってきたため、若年層に利用促進を図る必要から、平成30年4月1日より中・高校生の運賃を値下げした。</p> <p>運転免許保有率の上昇がみられる中、運転免許証自主返納者への市内バス無料乗車証の交付をすることで高齢者層の利用を促し、若年層のみならず、今後増加が見込まれる高齢者層が利用しやすい交通体系の整備を目指す必要がある。</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業では、魚津市が運行する魚津市民バスのうち5路線(上野方、松倉、坪野、片貝、西布施)が補助対象となっている。</p>